

(公印・契印省略)

統計委第8号
令和5年6月16日

総務大臣
松本剛明 殿

統計委員会委員長
椿 広 計

諮問第173号の答申
商業動態統計調査の変更について

本委員会は、諮問第173号による商業動態統計調査の変更（令和6年1月分調査以降の調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和5年4月24日付け20230420統第1号により経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「商業動態統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

(2) 理由等

・ 集計事項の変更

本申請では、令和6年1月分調査から、丙調査（百貨店及びスーパー）における地方別の集計のうち、表1のとおり、東京特別区・政令指定都市別の集計を取りやめることとしている。

表1 集計事項の変更内容

商業動態統計月報（確報）	速報
第3部 百貨店・スーパー販売 <u>第5表（1）東京特別区・政令指定都市別販売額</u> <u>（2）東京特別区・政令指定都市別販売額前年（度、同期、同月）比増減率</u> <u>（3）東京特別区・政令指定都市別、商品別販売額等</u> 第6表（3）経済産業局別、東京特別区・政令指定都市別、商品別期末商品手持額	<u>第7表（1）</u> <u>第7表（2）</u>

（注）下線部分の集計を取りやめ

取りやめる統計表については、近年の地方における百貨店の減少を背景に秘匿箇所が増加し利便性が低下していることに加え、これらのダウンロード件数や問合せ件数などからみても、他の統計表に比べて利活用ニーズが少なくなっているものと考えられる。また、経済産業省は、統計表の縮減により、統計作成ミスの低減や、公表値のチェック体制の強化及び業務マニュアルの一層の整備等に注力できるとしている。したがって、当該統計表の取りやめは、業務の効率化及び統計の品質確保に資する観点から、適当である。

なお、統計表の縮減については、ホームページ等において広く周知することや、取りやめる統計表を一部利活用している地方公共団体に対しては、調査票情報の二次的利用などへの対応を適切に図るべきあることを指摘する。

2 統計委員会諮問第 143 号の答申（令和 2 年 9 月 9 日付け統計委第 15 号）^(注) における「今後の課題」への対応状況

本調査については、本委員会の諮問第 143 号の答申において、以下の検討課題が指摘されている。

（注）前回の統計委員会諮問第 143 号の答申においては、諮問第 129 号の答申（令和元年 6 月 27 日付け統計委第 4 号）における「今後の課題」が引き継がれている。

（1）調査方法の変更^(注1)による影響の分析・検証

本調査の調査結果は、幅広く利活用されていることから、安定的な結果精度の確保が重要である。このため、今回の民間事業者の活用拡大や、調査員調査から郵送・オンライン調査に統一することによる実査及び調査結果への影響等について、特に小規模事業所を中心に分析・検証を実施し、その結果を統計委員会に事後的に報告するとともに、必要に応じて、委託業務内容等の改善に活用すること。

（2）調査対象の範囲の変更^(注2)に関する検証・検討

今後の調査対象の範囲の変更に向けた検討においては、今回の審議結果や利活用ニーズを踏まえ、学識経験者等の知見も活用しつつ、以下の点について検証・検討すること。

- ① 調査対象の範囲を変更した場合の商業全体の推計方法については、本調査の役割や利活用ニーズを整理した上で、特に、除外部分の推計に用いる階層設定の在り方、廃業事業所の推計への反映について、幅広い時期のデータを使用して、統計的な検証・検討を行うこと。
- ② 調査対象の範囲の変更に当たっては、従業者数以外の基準を用いた階層の設定の可能性や除外の範囲を業種別に設定することの可否を含め、改めて幅広く検証・検討すること。

（3）母集団情報の整備に向けた検討

本調査がこれまで母集団情報として用いていた商業統計調査が中止されたことや調査員調査の廃止により新規事業所の把握が困難となることに伴い、経済センサス・活動調査、経済構造実態調査、行政記録情報等から商業の実態を適切に把握できるような調査

対象名簿の整備方法について検討すること。特に、事業所母集団データベースの年次フレームは、より早期に基礎的な名簿情報の把握が可能なことから、その活用による新設、廃業事業所の把握を中心に検証・検討すること。

(4) 公表の早期化^(注3)に向けた検討

本調査については、今回、甲及び乙調査の調査方法を変更し、郵送・オンライン調査に一本化されることから、その実施状況や報告者負担も踏まえ、結果精度を確保しつつ、公表の早期化や調査業務の効率化を目指す観点から、調査票の提出期日の在り方を検討すること。

(注1) 甲調査及び乙調査は、令和2年3月分調査から、調査員調査を廃止し、民間事業者を活用した郵送・オンライン調査に変更された。

(注2) 調査対象の範囲については、諮問第129号当時（平成31年4月）、乙調査における小規模事業所の裾切り（卸売業は従業者9人以下、小売業は従業者4人以下を調査対象から除外）が計画されていたが、推計手法の確立には至っておらず慎重に検討する必要があるとして、見送られた経緯がある。

(注3) 従来、調査員調査（甲調査及び乙調査）における調査票の提出期日は調査対象月の翌月10日であったが、令和2年3月分調査から、調査方法を郵送・オンライン調査に一本化したことにより、調査票の提出期日も翌月15日に一本化された。

(1) について、経済産業省は、調査方法の変更による調査結果への影響を分析・検証した結果、調査票の回収率は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあり一時的に低下したものの、令和2年夏頃には小規模事業所を含め、従前と同水準にまで回復し、各調査事項の有効回答率についても現在まで順調に推移しているとしている。また、同省は、統計利用者に対して情報を提供するため、当該検証結果を経済産業省ホームページに掲載している。

これについては、課題の趣旨に沿った対応がなされており、適当である。

(2) について、経済産業省は、乙調査の調査対象から全業種一律で従業者規模1～4人層を除外し、5～9人層又は全層の増減率を用いて1～4人層を推計するシミュレーションを実施したところ、いずれの場合も、業種別販売額の推計結果に大きな影響はみられなかつたとしている。しかしながら、調査対象範囲の見直しの判断のためには、従業者規模以外の基準を用いた階層の設定の可能性、推計上の工夫、母集団情報の更新の影響など更に幅広い検証・検討が必要であるとし、調査対象事業所の約半数を占める1～4人層の除外については、当面は見送ることとしていることから、引き続きその検討状況を注視する必要がある。

(3) について、経済産業省は、調査対象名簿の整備方法を検討した結果、母集団情報としては、調査対象範囲の特定に必要な項目（産業細分類、売場面積及びセルフサービス方式など）が網羅されている経済センサス・活動調査（以下「活動調査」という。）を引き続き用いることとし、令和7年1月分調査からは、母集団情報を令和3年活動調査に更新するとともに、事業所母集団データベース（以下「母集団DB」という。）における最新の年次フレームを活用し、より直近の事業所の存否確認を実施した上で調査を実施する予定である。

これについては、現時点で調査対象を特定可能な唯一の情報源である活動調査を母集団情報としつつ、最新の年次フレームを調査対象名簿の更新に有効活用するものであり、「今後の課題」を受けた検討が着実に進められているものと評価できる。

ただし、調査対象である卸売業や小売業は、事業所の開廃が著しい業種である中で、現行の年次フレームのみでは新規の調査対象事業所の特定は困難な状況となっている。本調査は月次調査であり、母集団の頻繁な変化に迅速に対応することが困難な側面があるものの、新規事業所の把握方法について、母集団D Bの整備状況も踏まえつつ、更なる多様な情報源の活用可能性も含め、引き続き検討する必要があることを「今後の課題」として指摘する。

(4)について、経済産業省は、調査票の提出期日（調査対象月の翌月15日）の早期化の可能性について、調査対象事業所にヒアリングを実施した結果、売上データ等の確定日や社内確認の期間を踏まえ、現状どおりを希望するとの回答が大部分であったことや、現時点では郵送・オンライン調査ともに提出期日前後の回答が多いことなどから、報告者負担の軽減や結果精度の確保の観点から、当面は現状の提出期日を維持しつつ、郵送・オンライン調査の早期提出の状況や、公表早期化のニーズを注視したいとしている。

これについては、本調査の公表日（速報は調査対象月の翌月下旬）が、主要な月次統計と比較して速報性に劣るものではないことも踏まえると、特に問題ない。

3 公的統計の整備に関する基本的な計画への対応状況

公的統計の整備に関する基本的な計画（令和5年3月28日閣議決定。以下「基本計画」という。）においては、統計調査の実施に際して、報告者負担の更なる軽減の観点から、民間企業等が保有するビッグデータの公的統計への活用に向けた取組を推進することとされている。

本調査では、令和2年3月分調査から、丁2調査（家電大型専門店）において、調査票の提出に代えて、経済産業省が指定したPOS収集事業者へのPOSデータ等の提出も可能となっており、同計画においては、表2のとおり、本調査も含めて、POSデータ等の活用の対象拡大を検討することとされている。

表2 基本計画「別表 今後5年間に講ずる具体的な施策」（抜粋）

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
6 国民の支持・理解が得られやすい統計作成への取組 (1) 報告者負担への配慮	○ POSデータ（消費者物価指数、商業動態統計調査等）、ウェブスクレイピングデータ（消費者物価指数等）及び人工衛星データ（作物統計調査、SDGグローバル指標等）等、既存の公的統計の中で活用されているデータについて、必要性や費用対効果等も踏まえ、活用の対象を拡大するなど、これらのデータ活用の横展開を検討する。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。

これについて、経済産業省は、①POSデータの管理を網羅的に行っているPOS収集事業者が存在するなど、POSデータから精度の高い統計作成が可能な環境が整っている丁2調査においてのみ、POSデータの活用を実現できているものであること、②丁2調査においても、現状全ての調査対象企業がPOSデータ等を活用して報告しているわけではなく、なおPOS収集事業者との調整を要している状況であること等に鑑みて、まずは丁2調査におけるPOSデータの活用拡大を推進することとしたいとしており、現時点ではおおむね適切と考える。

ただし、本調査におけるP O S データ等の更なる活用に向けて、丁2調査におけるP O S データの活用状況を踏まえつつ、対象拡大の可能性について検討する必要があることを「今後の課題」として指摘する。

4 今後の課題

(1) 調査対象名簿の整備に向けた検討

活動調査による母集団情報の整備以降の、新規事業所の把握方法について、母集団D B の整備状況も踏まえつつ、年次フレームに加えてさらに多様な情報源を活用することを含め、引き続き検討すること。

(2) P O S データ等の活用の対象拡大に向けた検討

本調査におけるP O S データ等の更なる活用に向けて、丁2調査におけるP O S データの活用状況を踏まえつつ、対象拡大の可能性について検討すること。

以上